三　事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなつたこと。

四　事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなつたこと。

五　法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）に該当するに至つたこと。

六　法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。

七　産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。

（法第十四条第十三項の規定による通知の手続）

第十条の六の三　法第十四条第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。

一　産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二　前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容

（通知の写しの保存期間）

第十条の六の四　法第十四条第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。

第十条の七中「第十四条第十四項ただし書の規定による」を「第十四条第十六項ただし書の」に改め、「令第六条第一項第三号イに規定する」を削る。

第十条の八第一項の表以外の部分中「第十四条第十五項」を「第十四条第十七項」に改め、「規定による」を削り、「産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項」を「事項」に改め、同条第三項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十七項」に改める。

第十条の九第二項中「第九条の二第二項」の下に「（第十五号に係る部分を除く。）」を、「係る事業」と」の下に「、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第四項中「（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」とあるのは「に係る」と」を加え、「（第十条の九第二項」、「（この項」及び「、それぞれ」を削り、同条第三項中「第十条の四第二項」の下に「（第九号に係る部分を除く。）」を加え、「係る事業」と」の下に「、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の四の二各号」と、同条第四項中「（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」とあるのは「に係る」と」を加え、「（第十条の九第三項」、「（この項」及び「、それぞれ」を削る。

第十条の十第一項第二号ロ中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同項に次の一号を加える。

七　産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第十四条第一項の許可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第三項において「積替え許可」という。）の有無

第十条の十第三項に次の一号を加える。

六　第一項第七号に掲げる事項の変更の届出（新たに積替え許可を受けた場合においてするもの　に限る。）については、当該積替え許可に係る第十条の二に規定する許可証の写し

第十条の十の二を第十条の十の三とする。

第十条の十の次に次の一条を加える。

第十条の十の二　産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十条の二又は第十条の六に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

第十条の十二第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日）

第十条の十二第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と読み替えるものとする。

第十条の十二の次に次の一条を加える。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第十条の十二の二　令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　従前の法第十四条の四第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分を受けていないこと。

二　次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十三第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ　申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。） (1)　名称 (2)　事務所又は事業場の所在地 (3)　設立年月日 (4)　資本金又は出資金 (5)　代表者等の氏名及び就任年月日 (6)　事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容	変更の都度（(5)に掲げる事項については一年に一回以上）
ロ　申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度